

県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2019/2020 年度第 1 号 2019 年 10 月 11 日発行

◆ 2019/20 年度新役員紹介

2019/20 年度の新役員は以下のとおりです。どうぞよろしくをお願いします。

委員長 : 籠谷泰行 (環境科学部)
副委員長 : 玉井大輔 (事務局)
書記長 : 上町達也 (環境科学部)
書記次長 : 海外文一郎 (事務局)
書記次長 : 川口恭子 (人間看護学部)
書記次長 : 大野光明 (人間文化学部)
書記次長 : 小郷原一智 (工学部)
委員 : 杉浦由香里 (人間文化学部)
河かおる (人間文化学部)
小柳純子 (環境科学部契約職員)
書記 : 藤本隆章 (組合専従)
田口仁子 (組合専従)
監事 : 丸尾雅啓 (環境科学部)
入江俊一 (環境科学部)

◆ 県大教総会が行われました

7 月 26 日 (金) に A1-208 会議室において、本年度の総会が開催されました。

総会においては、2018/2019 年度活動の経過と総括が報告され、また 2018 年度の決算報告が承認されました。続いて、本年度の役員選出がなされ、活動方針案と予算案が承認されました。

2019/2020 年度は以下のような活動を予定しています。

1. 民主的で風通しの良い大学環境の構築に向けた取り組み

- (1) 教職員人事の一層の適正化
- (2) 理事長選考過程の改善
- (3) 中期計画や年度計画などの学内意見募集に対する積極的な提言
- (4) ハラスメントのない職場環境、教育・研究環境

の形成

2. 労働条件改善への取り組み

- (1) 教員の増員、必要な研究・教育活動時間の確保
- (2) 事務職員の増員、長時間労働の解消、作業の効率化と一人あたりの作業量の削減
- (3) 教職員に対する評価制度の改善、給与連動の阻止
- (4) 契約職員の雇用期間、一時金、昇給等の待遇の改善
- (5) 男女共同参画の推進に向けた職場環境の整備
- (6) 有期契約労働者の勤務期間上限の撤廃と待遇の改善
- (7) 衛生管理にもとづく環境管理、とくに温熱条件の改善

3. 教育・研究環境の改善への取り組み

- (1) 大学施設の一層の充実と老朽化対策の推進
- (2) 教育・研究に必要な設備・機器の充実と確実なメンテナンス
- (3) バリアフリー環境の整備促進
- (4) 街灯、防犯灯の増設、警備員によるパトロールの強化等、安全対策の強化
- (5) 就学困難者への支援強化

4. 基準財政需要額に見合った運営費交付金支給の要求

5. 組織発展への取り組みと過半数代表との連携

- (1) 組合員の拡大、交流 (全教職員および組合員対象の交流イベントの実施など)
- (2) 全大教、滋賀県職員組合、関西圏大学非常勤講師組合等との連携
- (3) 過半数代表の組合員からの選出と連携

◆ 理事長交渉が行われました

8 月 28 日 (水) に A1-208 会議室において理事長交渉が行われました。これに先立って、県大教から理事長あてに「滋賀県立大学の労働条件、雇用・待遇および教育・研究環境の改善に関する要求書」が提出されました。この要求書については、すでにみなさんにメールでお送りしていますが、要求事項の概略は以下のとおりでした。

1. 時間外勤務手当精算結果の公表について
2. 運営費交付金の適正額の確保について
3. 働き方改革に関して
4. 理事長選考について
5. 教員の働き方について

6. 事務職員の労働環境について
7. 有期雇用教職員の待遇改善について
8. 非常勤職員等の待遇改善について
9. 両立支援の充実について
10. ハラスメント対策について

当日は県大教役員以外にも多数の教職員の参加があり（役員を含め全 19 名）、また大学側からは廣川理事長、青木副理事長はじめ出席者は 8 名でした。まず、副理事長から要求事項に対する一通りの回答があり、その後活発に議論が展開されました。このうち、とくに「2. 運営費交付金の適正額の確保について」には多くの時間が割かれました。基準財政需要額にもとづいた運営費交付金算定を求める組合側に対し、「運営費交付金の算定に際しては、基準財政需要額を基準とする必然性はない」、従来からの「運営費交付金の算定については大学運営に必要な経費から自主財源を差し引いた不足額を交付するという考え方を基本にする」との回答が繰り返されました。「基準」を基準にしない、との回答には理解に苦しみます。さらに、「大学運営に必要な経費」を学内で集約する段階で、個々の要求が正確に積み増されていない、すなわち、人員増を希望しても学内で握りつぶされているのではないか、という懸念が組合員から出されました。理事以下多くの管理職が県からの出向職員となっている現状においては、そのような懸念は避けられません。ただ一方で、理事会側も、実際に交付される運営費交付金が基準財政需要額よりもずっと少ないことは認識しており、知事や総務部長にも働きかけをおこなってきたことを明かしました。

他の要求事項についても、「1. 時間外勤務手当精算結果の公表について」、「5. 教員の働き方について」などで活発な質疑が行われました。とくに人間看護学部では、裁量労働制の適用条件を大きく超える（研究以外の）業務量となっていることが明らかになりました。この原因も、根本的には運営費交付金が少ないことにあるといえます。

このように、本学の運営費交付金の問題については、まず教職員と大学側が現状を正しく認識し、その認識を共有しあい、県に適切に働きかけていくことが必要です。県大教はひきつづきこの問題の解決に向けてねばり強く取り組んでいきます。



◆ 運営費交付金に関するアンケートを実施

本学が滋賀県から受けている運営費交付金が不当に少ないことに関して、県大教ではアンケートを実施しています。実際に交付金が少ないこと、あるいは予算が少ないことにより生じているさまざまな悪影響について、みなさんお気づきの具体例をお知らせください。

県大教 HP (www.ex.biwa.ne.jp/~usp-union/) トップページより「運営費交付金に関するアンケートのお願い」をご覧ください。



◆ 事務局より

◎組合室について

組合室の場所は、下記のとおりです。

